

独立行政法人  
国立精神・神経医療研究センター  
平成24年度業務実績の評価結果

平成25年8月27日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成24年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立精神・神経センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成24年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の3年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成24年度業務実績全般の評価

精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、依然として国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。

こうした中、センターは、国際的にも精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、日本人のエビデンスの収集や研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。

平成24年度においては、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、専門疾病センターの活動に加えて、トランスレーショナルメディカルセンター（以下「TMC」という。）、脳病態統合イメージングセンター（以下「IBIC」という。）及び認知行動療法（以下「CBT」という。）センターの取組等を通じてさらに幅広くセンター施設間の人的交流を推進し、それぞれの専門性を生かしたセンター内での共同研究について、23年度を上回る件数を実施し、先端的な基礎研究の成果等に基づく新規治療法の開発等に大きく貢献するとともに、他の研究機関との共同研究も積極的に行った。

早期探索的臨床試験として、企業との共同開発契約を締結し、エクソン 53 スキップを目的としたデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤の世界初の臨床試験を行うことになり、また、医師主導で多発性硬化症に対する OCH を用いた First in Human 試験を 24 年 11 月に健常者を対象とした単回投与試験を開始し、25 年 3 月までに 12 例について投与終了したことから、研究成果の実用化に向けた産官連携による画期的な実績に繋がったことは高く評価する。

筋ジストロフィー患者登録 (Remudy) については、引き続き患者登録を推進し、患者登録数は累計で 1,076 件となった。また、希少疾病の臨床研究と治験を推進するための全国規模では初の臨床試験を行うネットワークとして 24 年 12 月に筋ジストロフィー臨床試験ネットワークを発足させた。

医療の提供について、先進医療としてうつ患者に対して光トポグラフィ検査を用いたうつ症状の鑑別診断を行い、予約担当者を増員するなど 24 年度は前年度より診断件数が大幅に増加したことは評価する。

ミトコンドリア病の遺伝子診断については、引き続き遺伝子検査の標準化を目的とする研究を継続し、次世代シーケンサーを用いたミトコンドリア DNA 塩基配列決定の方法を確立し、臨床応用の準備を行ったことから、ミトコンドリア DNA 検査は 23 年度を上回る件数を実施した。

最新の知見に基づいた医療の提供等のため、多部門、多職種が連携して研究及び医療の提供等を行う専門疾病センター (MS・パーキンソン病・筋疾患・てんかん・進行性筋ジストロフィー (PMD)・地域精神科モデル) を引き続き運営し、新たに睡眠障害センターを設置した。

国への政策提言に関し、24 年 8 月に見直された自殺総合対策大綱の改正に当たって、24 年 6 月に「自殺総合対策大綱の見直しに向けての提言」をまとめた。

こうしたことを踏まえると、平成 24 年度の業務実績の評価に当たり、センターは、平成 22 年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

3 年目の業務実績の評価については、中期計画 5 年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 研究・開発に関する事項

#### ① 臨床を志向した研究・開発の推進

TMC は、バイオリソースの体制整備として、データマネジャー 2 名 (昨年度は 1

名)及び臨床研究支援の専門職6名(昨年度は3名)を配置し、体制を強化するとともに、病院での髄液採取について23年度整備したプロトコルに基づき、引き続き研究用髄液の保存及び登録を進め、24年度末で700検体以上の収集を行ったことは高く評価する。24年度は、センター全体で登録・管理したバイオリソースの臨床情報を体系的に解析するための臨床研究情報基盤(SAS)を導入し、利用促進のため25年3月に、SASの概要や操作方法等について研修を行った。

IBICは、研究用3テスラMRI及びMEGを用いた研究や並びに光トポグラフィや多チャンネル脳波の同時計測に係る研究など、大型画像機器等を用いた研究申請について審査・承認を行い、研究支援を開始するとともに、動物画像研究に必要な備品整備を進め、動物用PET専属の研究員を配置し、研究所の研究員と分子イメージングに関する共同研究を開始した。23年度に整備した臨床脳画像を収集するシステム(IBISS)の活用をさらに進め、ブレインバンクと連携した生前同意症例の画像を集約するシステム構築を新たに行うなど、データ収集は、23年度20施設56症例から、24年度22施設112症例となった。

これらの取り組みにより、研究所と病院の共同研究は、21年度25件、22年度51件、22年度58件に比して、24年度61件、他の研究機関(大学を含む)との共同研究は、21年度16件、22年度26件、22年度25件に比して、24年度42件と着実に増加した。

## ② 病院における研究・開発の推進

治験・臨床研究の支援の充実を図るため、CRCを常時11名以上配置、ローカルデータマネージャーを3名配置しており、治験申請から症例登録(First Patient In)までの平均期間を67.8日に短縮し、年度計画の数値目標(70日)を達成したことは評価する。

希少疾患及び難病に係る患者登録として、縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー(DMRV)の治験に向けた患者登録システムを24年6月より開始し、専用HPをオープンしたことから、患者登録数は累計で112件となった。

パーキンソン病患者を対象に治験・臨床研究についての啓蒙、治験等への参加の意思をもつ患者の臨床評価データベースとマッチングシステムを構築するとともに、23年度に引き続きパーキンソン病患者登録システムの運用により、ブラッシュアップ入院は24年度80名が登録された。

## ③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(精神・神経疾患等の本態解明)

様々な神経・筋疾患に関与すると考えられるリソソーム分解に関する研究において、RNAが直接リソソームに輸送され分解されるという新しいオートファジーシ

テムを見いだしたことは高く評価する。

オンラインで精神・神経疾患等の IBISS を開発し、ミトコンドリア病・ミオパチー・先天性大脳白質形成不全症の 3 疾患で研究を開始した。

#### (精神・神経疾患等の実態把握)

東日本大震災の被害を受けた北茨城市住民に対して、メンタル検診・栄養検診・医療援助などを行い、約 1,000 人の調査を終了し、血液試料、MRI 脳画像等も収集するとともに、複数の被害（人的、物的、経済的など）を受けた人はうつ病のリスクが高いこと、食生活の変化がうつ病リスクと関連することなどを見出し、被災者に対する支援を行う上で有用な知見を得た。

#### (高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進)

脳画像データをオンラインで転送・解析するシステムを完成させ、fMRI 撮像による脳活動をフィードバックし、その活動をコントロールすることで情動・認知活動の制御をもたらすトレーニングプログラムを開発した。

末梢血や脳脊髄液等の試料を収集・活用し、統合失調症、気分障害、多発性硬化症、パーキンソン病などの診断や治療効果判定に役立つバイオマーカー探索を行った結果、男性統合失調症患者の髄液中オキシトシン濃度と陰性症状との間には負の相関があることを見出した。

#### (医薬品及び医療機器の開発の推進)

創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究において、筋肥大促進機構の解明及び筋萎縮治療薬の開発を行い、骨格筋肥大と筋萎縮の予防に関して従来と全く異なる新しい方策を提唱した。

#### (医療の均てん化手法の開発の推進)

厚生労働省の認知行動療法研修事業に事務局として参加し、多職種向け研修を 10 回（受講者数 1,016 名）、医師向け WS を 7 回（受講者数 194 名）実施するとともに、認知行動療法的なワークブックを用いた薬物依存症に対する集団療法の開発、効果測定、均てん化を目指す研究を行い、プログラム実施施設は全国の精神科医療機関 30 箇所、精神保健福祉センター等 8 箇所に広がった。

#### (情報発信手法の開発)

24 年度は、東京で 4 回、福島、宮城において計 6 回のメディアカンファレンスを実施し、「我が国のてんかん医療における課題と解決への道筋」、「自殺対策」、「統合失調症の再発予防」、「裁判員裁判とメンタルヘルスの問題」、「東日本大震災の被災

地における自殺予防」をテーマとして開催した。

## (2) 医療の提供に関する事項

### ① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

高度先駆的な医療の提供として、24年度は、光トポグラフィ検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助を416件(22年度259件、23年度270件)、ミトコンドリア病の遺伝子診断を120件(22年度75件、23年度109件)、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターを120件(22年度51件、23年度75件)実施したことは評価する。

### ② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

在宅支援に関して、精神科訪問看護やソーシャルワーカーからの入院早期でのケア・マネジメントを実践し、退院後の支援体制の強化を図るとともに、精神科急性期病棟との連携などにより、訪問看護件数は、22年度1,015件、23年度1,564件に比して、24年度2,058件に増加した。

疾患領域毎の地域連携リストの作成等の継続した取組により、24年度における紹介率及び逆紹介率は79.1%及び52.6%となり、21年度に比して、それぞれ18.0%及び9.6%増加したことは評価する。

### ③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

医療観察法において透析医療を実施できる唯一の指定入院医療機関として、医療観察法病棟における透析実践モデルを提案し、厚生労働省による24年度チーム医療普及推進事業において「身体科医の往診による身体合併症医療モデル」に係るワークショップを開催するなど、センターの蓄積した臨床経験・研究活動を積極的に広げる活動を行うとともに、医療観察法病棟では、多職種チームで構成されるCPA会議を231件実践し、家族会においては、多職種チームによる講義、退院者による退院後の地域生活に関する体験談、会員による情報提供など継続して実践していることは評価する。

重症心身障害児(者)への対応では、長期入所者及び短期入所者に対し、様々な専門的治療を提供するとともに、在宅等の治療困難とされた患者又は他施設から依頼があった患者に対して、他科等との連携により適切な治療を行い、在宅支援推進のため、4床の在宅支援病床を確保するとともに、短期入所調整会議を実施し、在宅重症心身障害児(者)のレスパイト入院は262件(22年度115件、23年度191件)受け入れた。

## (3) 人材育成に関する事項

24年度より、臨床遺伝専門医、認定遺伝カウンセラー、遺伝医療専門職を目指す者や遺伝性疾患を扱う機会のある医療従事者を対象に遺伝カウンセリングセミナーを2回開催し、医師、認定遺伝カウンセラー、学生など延べ59名（院外49名）が参加した。

質の高いチーム医療の実践を全国の医療現場に普及定着させ、医療関係職種の業務効率化・負担軽減と質の高い医療サービスを実現することを目的として、厚生労働省が実施したチーム医療普及推進事業として、「重症精神障害者の社会復帰を促進するための精神科多職種チーム」、「精神科における身体合併症治療専門チーム」、「デイケアにおける疾病教育チーム」の3つについて事業委託を受けたことは評価する。

また、モデル的研修・講習の実施に際し、アンケートを聴取して受講者のニーズを把握し、次回研修の参考としている。

#### （4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

医療現場や国民に広く均てん化するための取組を継続して行い、うつとライフスタイルの改善を図るとともに、うつの評価と連携ができる包括的人材育成プログラムの開発及び均てん化を目指し、メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクト（身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発に関するナショナルプロジェクト）を6つの国立高度専門医療研究センターで開始し、研修内容のモデル開発を行った。

また、24年3月に、災害時こころの情報支援センターのホームページを開設し、各種の活動内容を積極的に情報発信したこと等により、24年度の医療従事者向けトップページアクセス数（22年度150,117件、23年度208,240件、24年度1,303,141件）は大幅に増加したことは高く評価する。

#### （5）国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

24年8月に見直された自殺総合対策大綱の改正に当たって、24年6月に「自殺総合対策大綱の見直しに向けての提言」をまとめ、自殺対策担当大臣に手交した。この提言に述べた、（1）国の取り組むこと、地方公共団体の取り組むこと等、自殺総合対策大綱に記載されたことの適用範囲を明確にする。特に地方公共団体が自殺対策に取り組む場合は、地域の優先課題に重点を置くことを推奨すると明記すること、（2）自殺対策の効果をあげるためには、全体的予防介入 **universal prevention**、選択的予防介入 **selective prevention**、個別的予防介入 **indicated prevention** の3つの対策を効果的に組み合わせることが必要との考え方を述べることなどは、自殺総合対策大綱見直しに採用されたことは評価する。

「違法ドラッグ」、「指定薬物」について、依存性・細胞毒性等を評価し、国策としての薬物使用の禁止及び制限についての提案（依存性薬物の指定）を行うとともに、我が国初の薬物の包括指定に係る評価データを提出し、「指定薬物を包括指定する省令」

公布に寄与した。

災害精神保健医療チーム（DPAT）策定への専門的な助言を行い、その実行のための情報システム（DMHISS）開発とそれにかかる研修を実施した。

#### （6）効率的な業務運営に関する事項

##### ① 効率的な業務運営体制

24年度より、臨床研究の推進及び経営改善を担当する特命副院長並びに教育・研修及び情報を担当する特命副院長を配置するとともに、研究所の今後の在り方に関する検討会の下部委員会である研究所の在り方に関する基本問題検討会の設置要綱を24年7月に作成、研究所の在り方に関する基本問題検討会を計8回実施し、疾患研究部門・基盤研究部門・メンタルヘルス部門・情報研修センターについて、将来を見据えた研究を推進できる組織等についての検討を行ったことは評価する。

##### ② 効率化による収支改善、電子化の推進

24年度においては、病床の効率的活用を図り、患者サービスの向上に努めることを目的として、病床管理委員会を月例で開催し、患者数確保、平均在院日数の削減、レスパイト入院の受入、光トポグラフィ患者の対応、救急患者の受入、精神科救急入院料1の獲得について検討し、方策等を決定するなど、収入の確保等の経営管理が行われたことは今後に期待する。

なお、24年度の損益計算において経常収支率97.9%（経常損失294百万円）とマイナスとなり、年度計画に比して各々△2.1%、△305百万円目標を達成していないことから、引き続き、収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

#### （7）法令遵守等内部統制の適切な構築

平成24年度においても、内部監査計画を策定し、監事と協働して実地内部監査（旅費支給等の管理、公的研究費等の管理及び債権管理等）等を実施するとともに、新規採用職員や転入者に配布する研修資料及び適正な会計業務遂行を確保するための標準的業務フローを活用することで、内部統制及び法令遵守の強化に努めた。

利益相反マネジメントについて委員会を開催し、審査225件、利益相反に関する自己申告書の審査37件を行うとともに、25年3月に、「利益相反マネジメントポリシー」と「利益相反マネジメント規程」の改正を行ったことは評価する。

#### （8）予算、収支計画及び資金計画等

24年度においては、寄附、受託研究、治験及び共同研究で、計362,879千円（平成23年度237,234千円）の外部資金を獲得した。

また、厚生労働科学研究費をはじめとした競争的研究資金について、積極的な申請を行い、2,008,951 千円（23 年度 2,103,908 千円）の研究資金を獲得し、国内外における多施設共同研究等を積極的に進めたことは評価する。

(9) その他業務運営に関する事項

研究所の部長及び室長並びに病院の医長及び遺伝カウンセラー等、職員の募集に際しては、公募を原則とし、広く優秀な人材を募集することにより、24 年度において、14 名の採用を行ったことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は 3.2 億円を計上した。

中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

保有財産については、自らの病院事業、研究事業に有効活用しており、新小型実験動物棟建替後、使用しないことを決定した旧小型動物実験棟については、独立行政法人会計基準に基づき減損処理を行い、24 年度末において解体工事は完了し、除却済みである。

職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、必要な見直しを検討している。

知的財産権については、職務発明等規程を整備し、出願及び活用等の管理について適切に定めている。

③ 組織体制・人件費管理について

センターの給与水準について、平成 24 年度のラスパイレス指数は、研究職 116.8、医師 113.4、看護師 113.0、事務・技術職 109.8 となっており、その原因としては、地域手当の水準が 12%（医師は 15%）であること、国家公務員給与の臨時特例法を踏まえた措置は、役職限定で行ったため等が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている。

る昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考える。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

今後とも適正な組織体制・人件費管理を行い、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくことも重要である。

福利厚生費については、事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいく。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

公的研究費について、年度末に消耗品等が大量購入とならないよう説明会等で注意喚起を促している。

また、旅費については、パック商品の利用促進について周知を図っており、こうした継続的な取組みを期待する。

#### ⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、今後も、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に引き続き期待する。

#### ⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて引き続き取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に引き続き取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を若干下回っているが、今後においても、役員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直し等について

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で講ずべきとされた見直しについては、実施済みであり、引き続き効率的な取り組みを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。